

トラック運送事業者と荷主企業の皆さま双方の

コンプライアンスと 安全輸送の確保に向けて



守るべきルール！！

**改善基準告示の遵守に
ご協力下さい！**

厚生労働省受託事業

トラック運転者における長時間労働抑制・
改善基準遵守のための環境整備検討委員会

「改善基準告示」の遵守に向けた ご協力のお願い

我が国の物流の太宗を担っている「トラック輸送」の現場では、従来から、トラックドライバーの労働時間等を規制した「改善基準告示」(※) というルールを守らなければなりません。しかし、トラックドライバーは依然として長時間労働の実態にあり、改善基準告示の違反が生じ、安全輸送に支障をきたしているケースが見受けられます。

トラック輸送の労務管理や運行管理は、トラック運送事業者の基本的な責務ですが、トラック輸送の現場では、急な輸送条件の変更や、荷物の積み下ろしの際に生じる長い待ち時間のためこのルールが守れないケースも生じております。

長時間労働の改善による安全輸送に向けた取り組みは、荷待ち時間等の減少による物流の効率化、アイドリング時間の減少による環境対策、交通事故の減少による輸送品質の保全、荷主企業のお客さまからの信頼性の向上など、荷主企業の皆さまにとってもメリットにつながるものと考えられます。

トラック運送業界全体のモラル向上とともに、トラック運送事業者と荷主企業の皆さま双方のコンプライアンスと安全輸送の確保に向けたパートナーシップを築いていくために、トラック輸送の現場での荷主企業の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

※「改善基準告示」の概要については、別のページをご参照下さい。



「改善基準告示」をご存知ですか？



「改善基準告示」(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)は、自動車運転者の労働時間等の労働条件を改善するために、労働大臣が告示した“ルール”です(1989年2月告示。現在の基準は1997年4月1日から適用)。

その内容は、トラックドライバーの「拘束時間」「運転時間」

「休息期間」「休日労働」などの基準を定めたものであり、トラック輸送では、これを遵守した労務管理、運行管理を行わなくてはなりません。

以下が、改善基準告示の主な内容です。荷主企業の皆さまにおいても、ぜひご理解下さい！

1日の拘束時間

基本は13時間以内



1日の最大拘束時間

16時間以内



月の拘束時間

293時間以内



「拘束時間」とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む)の合計時間です。

1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度です。ただし、15時間を超える拘束時間は、1週につき2回が限度です。月の拘束時間は、原則293時間までとされています。

連続運転時間

4時間以内



4時間以内(運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)です。

1日の運転時間

9時間以内



1日の運転時間は9時間までとされています。なお、この9時間というのは2日間の平均のみです。

1週の運転時間

44時間以内



1週の運転時間は44時間までとされています。なお、この44時間というのは2週間の平均のみです。

休息期間

8時間以上



「休息期間」とは、勤務と次の勤務までの間の時間で、睡眠時間を含めて全く自由な時間をいいます。休息期間は勤務終了後、継続8時間以上が必要です。

休日労働

2週間に1回以内



休日労働は、2週間に1回の頻度でしかできません。

このルールは
守らなくては
いけません！



現場の改善に向け 荷主企業の皆さまもご配慮下さい



改善基準告示を遵守し、コンプライアンスと安全輸送の提供に向けての現場の改善に対して荷主企業の皆さまには、次のような内容についてご配慮・ご協力をお願いします。

お願い 1

時間設定等に無理のない 計画的な発注をお願いします。

トラックドライバーの運転時間や拘束時間等改善基準告示の遵守を考慮した安全な運行計画が立てられるように、出発時間や到着時間など無理のない発注をお願いします。

また、急な発注条件の変更は、改善基準告示を遵守できないケースがありますので、ご配慮下さい。



お願い 2

積み込みや荷卸しの際の 待ち時間が生じないように お願いします。

現場での積み込みや荷卸しの際に生じる待ち時間は、拘束時間に含まれます。長時間労働の大きな要因になっていますので、短時間で荷物の積み卸しができるよう、ご協力をお願いします。



お願い 3

運送事業者からの現場改善の 提案に耳を傾けて下さい。

物流の“プロ”であるトラック運送事業者から、コンプライアンスと安全輸送の提供に向けた「現場改善の提案」について、ぜひ耳を傾けていただき、改善に向けたご協力をお願いします。



トラック運送事業者と荷主企業の協力による改善例



改善基準告示の遵守に向けて、トラック運送事業者と荷主企業の皆さまの協力によって現場が改善されたケースをご紹介します。
荷主企業の皆さまにもメリットが生じています！

ケース1

●改善内容

運送事業者A社では、木材の製造・加工を行う荷主企業B社の自家輸送部分を受託し、その際、複数箇所卸しの輸送について、荷主企業B社の協力で集約化を図り、改善基準告示の遵守に成功しました。

●トラック事業者のメリット

貨物の集約化により改善基準告示を遵守した運行に改善できました。

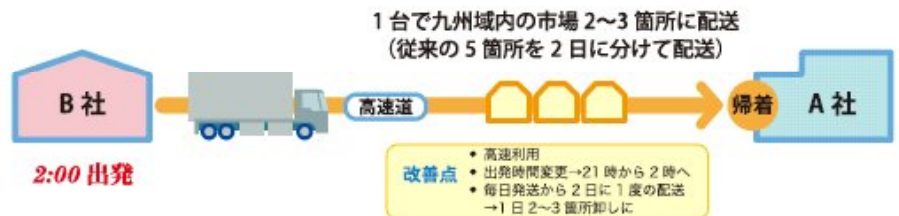
●荷主企業のメリット

運送事業者A社への委託と貨物の集約化により、安全輸送のみならずコスト削減にもつながりました。

Before



After



ケース2

●改善内容

運送事業者E社では、大手飲料メーカーの物流子会社F社の協力を得て「配送先の納品時間に合わせた出発時間への変更」と「夕積みから朝積みへの変更」の改善を行い、拘束時間の圧縮に成功しました。

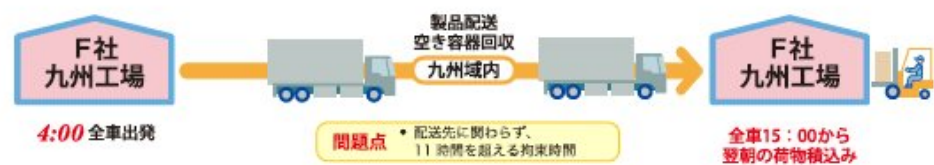
●トラック事業者のメリット

不必要に生じていた待ち時間が改善でき、拘束時間の圧縮に成功しました。

●荷主企業のメリット

コンプライアンスの徹底と品質・コストの向上を実現できました。

Before



After



それぞれ帰着後休息期間
※配送ルートによっては
拘束時間が8時間に



**トラック運転者における長時間労働抑制・
改善基準遵守のための環境整備検討委員会**

事務局：株式会社日通総合研究所 経済研究部
〒105-8322 東京都港区東新橋1-9-3 電話03(6251)6442